

第1章

計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の目的
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の策定方法
- 4 計画の推進体制
- 5 計画の期間
- 6 計画の対象

01 計画策定の目的

区は、平成 27 年 4 月から施行された国の「子ども・子育て支援新制度¹」に合わせて、同年 3 月に「練馬区子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。令和 2 年 3 月には、「第 2 期練馬区子ども・子育て支援事業計画」を新たに策定し、子ども・子育て支援施策の充実に取り組んできました。

令和 3 年 3 月には、子どもたちを取り巻く環境の変化や、新型コロナウイルス感染症による新たな課題に対応するため「練馬区教育・子育て大綱（以下「大綱」という。）」を改定しました。

令和 6 年 3 月には、グランドデザイン構想²の実現に向けた政策展開を明らかにするため、区の新たな総合計画として「第 3 次みどりの風吹くまちビジョン（以下「第 3 次ビジョン」という。）」を策定しました。第 3 次ビジョンでは、施策の柱のトップに「子どもたちの笑顔輝くまち」を掲げています。

「子どもたちの笑顔輝くまち」の実現に向けて、これまでの子ども・子育て支援施策を更に充実・発展させていく必要があります。「第 3 期練馬区子ども・子育て支援事業計画」では、第 3 次ビジョンや大綱で示す方向性と区民ニーズ等を踏まえた具体的な事業計画を明らかにし、多様化する子育てサービスのニーズに応える施策を展開していきます。

子どもたちの 笑顔輝くまち の実現



¹ 子ども・子育て支援新制度：幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくためにつくられた制度

² グランドデザイン構想：おおむね 10 年後から 30 年後の将来像を「暮らし」「都市」「区民参加と協働」の 3 つの分野で示した区の構想（平成 30 年 6 月策定）

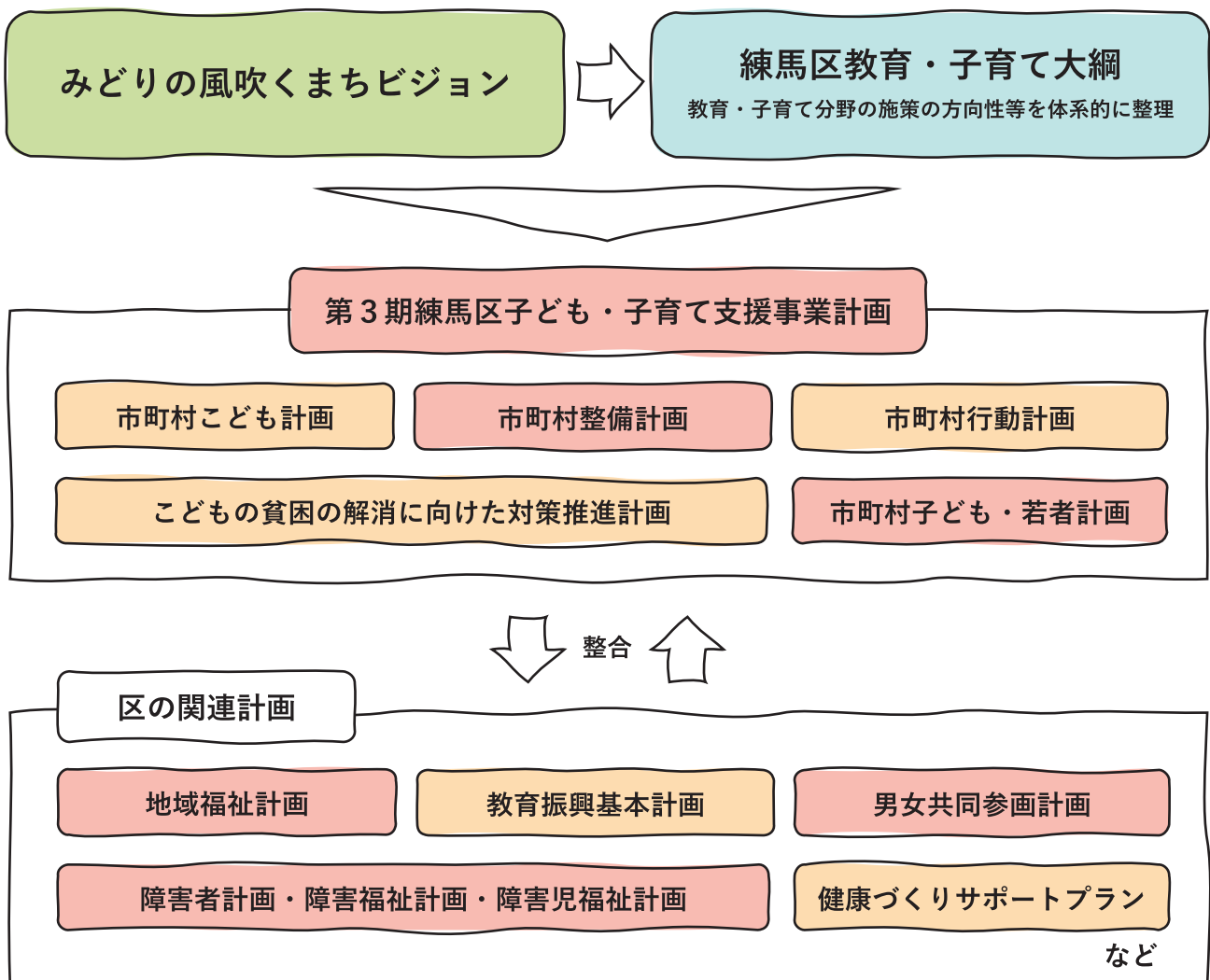
02 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であるとともに、第3次ビジョンの子ども分野に関連した個別計画であり、大綱が示す施策の方向性や目標を踏まえて策定しています。また、区の関連計画とも整合を図っています。あわせて、以下の法令に基づく計画に位置づけています。

- (1) こども基本法に基づく「市町村こども計画」
- (2) 児童福祉法に基づく「市町村整備計画」
- (3) 次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」
- (4) こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策推進計画」
- (5) 子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」

※「こども計画」「こどもの貧困の解消に向けた対策推進計画」「子ども・若者計画」は第4・5章に位置づけます。

※「市町村整備計画」「市町村行動計画」は第6章に位置づけます。



03 計画の策定方法

(1) 区民ニーズの把握

子ども・子育て支援施策を検討する基礎資料とするため「第3期練馬区子ども・子育て支援事業計画の策定に向けたニーズ調査」を実施し、児童の生活実態や保護者の要望を把握しました。

調査期間

令和5年11月10日～令和5年11月24日

調査対象および回収状況

対象者	配付数	配付・回収方法	回収数	回収率
区内に居住する就学前児童（0～6歳）の保護者	3,000 件	郵送配付・郵送回収 および Web 回答	1,474 件	49.1%
区内に居住する小学生児童の保護者	3,000 件	郵送配付・郵送回収 および Web 回答	1,477 件	49.2%
区内に居住する中学生	1,500 件	郵送配付・郵送回収 および Web 回答	561 件	37.4%
区内に居住する高校生年代	1,500 件	郵送配付・郵送回収 および Web 回答	428 件	28.5%

(2) 子どもの意見聴取

計画策定の参考とするため、子ども自身の居場所などについて、小学生を対象に意見聴取を実施し、実態を把握しました。

① Web アンケート調査

調査期間

令和6年9月9日～令和6年9月24日

調査対象および回収状況

対象者	対象者数	回収数	回収率
区立小学校に通う小学3年生の児童	5,577 人	2,835 件	50.8%
区立小学校に通う小学5年生の児童	5,542 人	3,080 件	55.6%

② 児童館での意見聴取

調査期間

令和6年8月2日～令和6年9月27日

調査方法

児童館職員がファシリテーターとなり「あなたがホッとできる場所（居心地のいい場所）」について、対面形式で意見聴取を実施しました。

調査対象および回答者数

調査対象：児童館を利用する小学1年生～6年生の児童

回答者数：延べ431人

（内訳）1年生：延べ62人、2年生：延べ76人、3年生：延べ79人、
4年生：延べ96人、5年生：延べ63人、6年生：延べ55人

Topics こども基本法と子どもの権利条約

こども基本法では、子どもの権利条約の「4つの原則」に基づき、基本理念を定めています。
本計画は、同法が掲げる理念を踏まえ、子どもの人権を尊重し、子どもの健やかな成長を保障することを基本として策定しています。

条約の4つの原則

- 差別の禁止
人種や国籍、性、意見、障害、経済状況など、いかなる理由であっても差別されないこと
- 子どもの最善の利益
子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えられること
- 生命、生存及び発達に対する権利
子どもの命が守られ、健やかに成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されること
- 子どもの意見の尊重
自分に関係のある事柄に意見を言うことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮すること

(3) 「練馬区子ども・子育て会議」の開催

子育て当事者等の意見を反映し、地域の子どもや子育て家庭の実情を踏まえた子ども・子育て支援施策を推進するため、子どもの保護者、事業主を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、学識経験者などで構成する「練馬区子ども・子育て会議」を設置しています。

本計画は「練馬区子ども・子育て会議」への意見聴取を踏まえ、策定しました。

(4) 庁内の検討体制

本計画の策定に当たり、庁内に設置した「練馬区子ども・子育て支援事業計画策定委員会」で検討を行いました。

(5) 区民意見反映制度（パブリックコメント）の実施

本計画の素案を区役所の窓口などで公開し、区民の方々からご意見をいただきました。

また、子どもからも意見を聴くため、計画素案を分かりやすくまとめた概要版を作成し、区立小中学校の児童・生徒用タブレットパソコンや、児童館で閲覧できるようにしました。

意見の募集等

意見募集期間：令和6年12月11日から令和7年1月15日まで

意見件数：406件（267名）

※うち子どもからの意見は255件（227名）

寄せられた意見の内訳

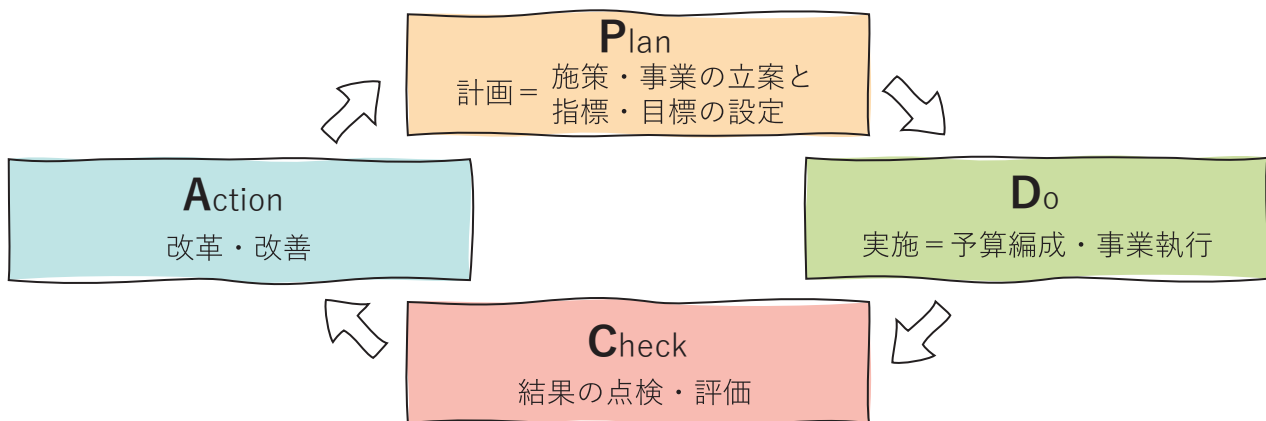
項目	件数
第1章 計画の基本的な考え方	28 (22)
第2章 区を取り巻く現状	4 (0)
第3章 これまでの取組	26 (0)
第4章 取組の視点と方向性	5 (0)
第5章 子ども・子育て支援施策の具体的な展開	326 (231)
第6章 法定事業の年度別需給計画	5 (0)
参 考 巻末資料	1 (0)
その他	11 (2)
合計	406 (255)

※（ ）内の数値は子どもからの意見数

04 計画の推進体制

本計画は、各施策の推進や事業の実施に当たり、定期的の実施状況の把握・点検を行い、その結果を事業や計画の見直しに反映させていきます。

計画を着実に推進していくため、PDCA サイクルにより、目標の実現に向けた取組を行います。「練馬区子ども・子育て会議」で、年度ごとに計画の進捗の点検・評価を行います。点検・評価の結果は、区議会に報告し、区民の皆様に公表します。



05 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間です。社会情勢の変化などを踏まえ、中間年に計画の見直しを行います。

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第3期練馬区子ども・子育て支援事業計画				
		中間見直し		

06 計画の対象

こども基本法では、18歳や20歳といった“年齢”で必要なサポートが途切れないう、心と身体の発達の過程にある人を「こども」としています。本計画においても、年齢で区切るのではなく、広く心身の発達過程にある子ども・若者を対象とします。